

(別紙5)

宍粟市新病院整備工事実施設計技術協力事業者(施工予定者)選定
公募型プロポーザル見積要項書

- 1 本見積要項書は、技術協力業務期間及び施工期間を通じて適用するものとする。
- 2 基本設計図書、発注図書等
 - (1) 基本設計図書、発注図書等(以下「基本設計図書等」という。)は、相互に補完するものとする。ただし、それぞれの間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。
 - ア 追加指示書
 - イ 質問回答書
 - ウ 工事請負契約書、工事請負約款
 - エ 見積要項書(本書)
 - オ 発注図書
 - カ 基本設計図書
 - キ 標準仕様書等
 - ク プロポーザル実施要領関連資料
 - (2) 本書に記載のない事項については、以下に示す標準仕様書等によるものとし、それぞれ最新のものを使用すること。(標準仕様書については、各プロポーザル参加者にて準備すること。)
 - 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
 - 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 建築物解体工事共通仕様書・同解説(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 官庁施設の基本的性能基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修)
 - 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 官庁施設の環境保全性基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - 建築設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
 - 建築構造設計基準(同資料)(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
 - 建築設備計画基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
 - 建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
 - 建築工事設計図書作成基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)

建築設備工事設計図書作成基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課)
構内舗装・排水設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課)
敷地調査共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
建築工事における建設副産物マニュアル(国交省大臣官房官庁営繕部設備・環境課営繕環境対策室)
建設副産物適正処理推進要綱(設副産物リサイクル広報推進会議)
建築設計業務等電子納品要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室)

3 工事スケジュール

- (1) 技術協力期間については、事業者より提案された工事スケジュールに基づき発注者が合意したスケジュールのとおりとする。
- (2) 施工開始時については、技術協力業務委託契約後実施設計終了後に三者協議会において合意に達したスケジュールのとおりとする。

4 工事費支払条件

工事費の支払いは、宍粟市工事請負契約約款第33条(請負代金の支払い)、第35条(前金払及び中間前金払)、第38条(部分払)及び第40条(債務負担行為に係る契約の特則)、第41条(債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)、第42条(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)に基づくものとする。なお、各年度の工事出来高については、工事契約前に施工予定者と協議し決定するものとする。また、前金払及び中間前金払は、10万円単位とし、かつ、予算の範囲内で支払うことができるものとする。

その他、宍粟市契約規則(平成17年規則第41号)及び公共工事の前金払に関する事務取扱要綱(平成17年告示第29号)の規定に基づき、協議により決定する。

5 官公署、その他への手続

- (1) 確認申請の作成及び手続(工作物等(昇降機、場内擁壁、看板塔等を含む。))は、設計者で行う。その他、中間検査、完了検査及び仮使用承認申請、施工に必要な諸手続、仮設用電力及び給排水の引込み手続、道路その他第三者管理の土地使用の手続等は、一切受注者で行い、その費用を負担する。ただし、確認申請等(変更申請を含む。)の手数料は、発注者負担とする。
- (2) 着工後、引渡までの電力、ガス、上下水道については、基本料金、使用料金ともに受注者負担とする。また引込負担金については、給水負担金及び電力(予備電源線)の供給に伴う工事費負担金は発注者の負担とする。

6 共通仮設工事の見積条件

基本設計図書等の特記仕様のとおりとする。

7 支給材料及び貸与品

なし

8 式典費用

諸式典及びその費用負担は、次表のとおりとする。

式典	費用負担者	摘要
起工式	受注者	式典に係る費用一式を共通仮設に見込むこと。なお、直会 は行わない。受注者からの参列者及び発注者側の出席者と して50名程度を想定すること。
竣工式	発注者	発注者にて式典・内覧会等を実施する場合には、設営・案 内等などに協力すること。

9 別途契約の関連工事との調整・協力

(1) 受注者は、別途契約の関連工事(調剤薬局、研修医等宿舎、太陽光発電設備、地下水利用システム、医療機器設置等。以下「別途工事」という。)で本工事と密接に関連する事項や工程管理、安全管理の調整に協力すること。また、当該施工事業者等に対して、統括安全衛生管理義務を負うこと。

(2) 受注者は、上記に伴い、必要に応じて共用で使用可能な仮設物などの便宜を供与する等その施工へ協力すること。なお、これらに要する費用の別途工事の受注者の負担(現場共益費(賦金))は、別途発注する工事金額の2%以下とし、それ以外の請求は一切禁止とする。また、現場共益費(賦金)は、現場管理費、現場の作業に必要な動力、電気、水道等の料金、足場、楊重、現場事務所、作業員詰所などの仮設費用、安全衛生施設の使用及び管理費用、警備費用、スリーブ及び開口補強費用等が含まれるものとする。

現場共益費(賦金)が2%を超える工事が想定される場合は、見積金額の経費に見込むこと。なお、現場共益費(賦金)の対象は工事とし、医療機器(本体、付属機器及び試験調整費を含む。)及び情報システム機器(本体機器、付属機器、ソフト類及び試験調整費を含む。)の金額は含まないものとする。

(3) 別途工事の工事区分詳細は、(別紙7)発注図書のとおりとする。

10 技術協力業務開始後の設計変更の取扱い

(1) 原則として実施設計図書に基づく変更範囲のみを合意金額の増減対象とし、技術提案書提出時の内訳明細書(以下「内訳明細書」という。)の単価により変更を行う。内訳明細書に記載がない項目の単価については時価によるものとし、発注者及び受注者協議のうえ決定する。なお、現場管理費、一般管理費等の直接工事費に対する比率については、内訳明細書の率を上限とするものとする。

仮に基本設計図書等に基づく発注者と受注者で想定する予定数量に乖離があっても基本設計図書等を正とし、総数量の精算は行わないものとする。

(2) 発注者からの設計内容変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による合意金額の変更については、別途協議するものとする。なお、協議におけるリスク負担・分担は、プロポーザル実施要領「第11、6リスク負担・分担」とおりとする。

11 工事請負契約後の設計変更への協力

(1) 受注者は、工事請負契約以降の設計変更業務に協力すること。

(2) 工事請負契約後に受注者提案により採用されたVE提案に基づく変更図面の作成、

数量計算等は、受注者の業務とする。

12 受注者の業務及び留意事項

(1) コスト管理

受注者は、実施設計期間中及び施工期間中におけるコスト管理を適切に行うこと。

(2) (仮称)省エネ委員会の主催

受注者は、病院で使用するエネルギーを継続的に省エネマネジメントするため、病院職員、施設管理者、設計者、受注者で構成する「(仮称)省エネ委員会」を、実施設計中、施工中、竣工後2年間程度の期間において主催し、継続的な体制づくりと委員会運営、委員会資料の作成を行うこと。また、中央監視装置(BEMS 装置)に蓄積されるエネルギーデータをもとに、エネルギーデータの整理、エネルギー分析、「エネルギーの見える化」、「ECO 情報発信」に向けた資料の作成を行うこと。

(3) 総合図の作成

ア 受注者は、躯体図作成前に意匠、構造、給排水設備、空気調和設備、電気設備、昇降機等の関連工事と調整を図るため、建築施工図に各設備、医療機器等をプロットした総合図を作成し、監督員及び工事監理者との調整・確認を密に行うこと。なお、本事業における「総合図」は、製作図・施工図のベースとなる「重ね合わせ図」を示し、早期に設計意図・問題点・工事の全体像・相互関係を理解・把握し、工事における品質確保及び適正化と効率化を図ることを目的とする。

イ 総合図の作成に当たっては、記載内容について、監督員と事前に協議を行うこと。また、変更内容等が生じた場合、伝達を迅速・確実に行える体制を構築し、監督員の確認・承認を迅速に行うこと。

(4) モデルルームの建設

詳細は、発注図書による。

(5) 施設管理システムの構築

詳細は、発注図書による。

(6) 長期修繕計画(建築・設備)の策定

受注者は、施設の安全性の確保、機能性の維持及び長寿命化に資するため、長期修繕計画を策定すること。

(7) 工事中及び完成建物引渡し時の留意事項

ア 受注者は、仮設図、総合図、製作図、施工図、完成図等各種図面を作成すること。

イ 完成図及び完成書類は、受注者の管理の元で作成し、発注者の検査を受けること。

また、完成図は工事完成時に提出すること。

ウ 非常用発電機については、建物引渡し前に、病院運営時を想定した総合試運転を行うこと。

エ 建物引渡し前には、発注者、施設管理者、施設使用者に対して、建物及び諸設備の取扱説明書を提出のうえ取り扱い説明を行い、施設使用に支障のないように引渡しを行うこと。

オ 本工事期間中、パンフレット、案内用図面の作成、写真撮影等について発注者に協力すること。

カ 建物引渡し前に発生する引越しに関する打合せ、現地確認、医療機器の設置・調

整及びこれらに伴う建物の仮使用に協力すること。なお、MRI は、工事期間中に搬入・設置を行う想定であるため、搬入・設置後の建物及び設備の未済工事も本工事費用に見込むこと。

キ 受注者は、発注者が補助金等の申請、実績報告等を行う場合、必要となる資料の作成に協力すること。

(8) メンテナンス、アフターフォロー対応

ア 引渡日の概ね3か月前から順次、発注者が定める完成後の施設管理者に対して、完成後の建物、設備の稼働に支障がないように引継ぎを行うこと。

イ 引渡日の翌日から6か月間は、建物及び諸設備に関する技術員との連絡が可能な状態とし、発注者及び施設管理者が円滑に建物管理を行えるように協力すること。

ウ 空気調和設備については、初めに到来する夏季及び冬季の使用開始前に発注者及び施設管理者と協議し、再調整を行うこと。

(9) 工事中に実施される見学会への協力

受注者は、工事中に実施される発注者等主催の現場見学会に協力すること。

(10) その他

技術提案書及び特記仕様書記載の業務について、業務履行状況報告書を作成し、実施設計完了時並びに竣工時に提出すること。

13 施工条件及び留意点

(1) 施工条件について

ア 受注者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は原則として土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、「休日」という。)には行わないこととし、4週8閉所とすること。作業内容、作業工程の都合などにより作業時間の延長並びに土曜日及び休日の作業の実施については、発注者と協議すること。ただし、臨機の措置を実施するために、本工事の遂行が必要な場合はこの限りではない。この場合、受注者は速やかに発注者等に通知すること。また、近隣等対応の状況によっては、作業日等は変更になる場合がある。

(2) 施工計画について

ア 受注者は、別途工事業者及び関連工事業者と連携しながら、工事間の取り合いを確認、調整し、工程その他に影響がないように適宜会議体を提案し、その打合せを主催すること。また、会議、打合せがあったときは、受注者にて議事録を作成し、発注者等に提出すること。

イ 工事現場の仮囲いは敷地全周とし、工事関係者以外の立ち入りを禁止するとともにその旨の表示を徹底すること。また、工事車両出入口には交通誘導員等を配置して、通行人の安全を図るとともに、交通障害が起らないように配慮の上、受注者にて対応すること。

(3) 近隣等対応について

ア 受注者は、工事着手に当たって、近隣に対する事前の周知及び工事説明を適切に行うこと。また、工事に伴う近隣対策、苦情対応などについては、その一切を受注者において対応、解決し、その費用を負担すること。

イ 受注者は、テレビ電波障害について事前調査を行うこと。また、工事に起因すると思

われるテレビ電波障害は、対策等を含め、受注者負担とし、竣工後の建築物によるテレビ電波障害に関しては、対策範囲、対策手法及び概算費用等を発注者に提案すること。なお、建築物によるテレビ電波障害対策費用は、発注者負担とする。

ウ 本工事において近隣等に迷惑、悪影響を及ぼすことがないよう、法令を遵守し、騒音、振動、粉塵飛散防止、臭気対策、災害防止、交通対策、清掃、セキュリティーには十分配慮すること。なお、建設用機械については、低騒音、低振動の物を使用すること。また、現場入退出管理、侵入防止は機械警備など万全の設備を施すこと。

エ 工事の騒音、振動については、関係法令その他諸官庁の規則を守り、騒音、振動が出る恐れのある工事、夜間に行う工事、通行人、近隣住民及びその他関係者に対して影響があると考えられる工事については、事前にスケジュール等を調整の上、受注者が発注者に周知内容の確認を行った上で事前に近隣住民及び関係者に周知し、施工すること。なお、振動騒音については常時モニタリング可能な状態とし、万全の対策を施すこと。

オ 受注者は、本工事着手前及び竣工後に家屋調査を行い、周辺環境の把握を行うこと。

カ 近隣住民等及び第三者への対策、対応については、受注者の責任において処理、解決し、その費用を負担すること。

14 建設副産物の発生抑制と再生材の利用

(1) 本工事に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「リサイクル法」という。)、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通省)及び建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、建設副産物の発生の抑制に努め、積極的に再資源化の促進及び再生資材の利用を図ること。

(2) 受注者は、リサイクル法に基づく国土交通省令による一定規模以上に該当する場合は、再生資源利用計画書、実施書、再生資源利用促進計画書及び実施書を作成して発注者に提出すること。

15 建設副産物の適正処理

ア 本工事で発生した建設廃棄物は、廃棄物処理法及び建設副産物適正処理推進要綱に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。

イ 受注者が建設廃棄物の処理委託(収集、運搬、処分等)を行う場合は、収集運搬、処分業者との間で書面による委託契約を締結すること。その際は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)管理票(マニフェスト)を使用し、適正に処理すること。(各種許可書、処理証明書、処理台帳、回収証明書等)

ウ 受注者は、建設廃棄物の処理について、計画書及び実施書を事前に作成して、発注者に提出すること。

エ マニフェストによる処理結果は、一覧表を作成して発注者に提出すること。

オ 産業廃棄物の処理方法については、各地方自治体の条例を遵守すること。

カ 基本設計図書等で示した地下構造物の撤去・処分費の精算については、内訳明細書

の単価を基準とする適正な価格での精算に応じること。

16 予備品

基本設計図書等のおりとする。ただし、基本設計図書等に項目のないものについては適宜見込むこと。

17 提出書類

下記に記載のないものについては、基本設計図書等のおりとする。

(1) 工事期間中の報告書類

ア 工事報告書(月1回:出来高含む。)

イ 定点写真(月1回撮影)

ウ 工事記録写真(週1回)

エ 近隣、関係者等への報告書(適宜)

オ その他、発注者が必要とするもの

(2) 完成時の提出書類

基本設計図書等による。

(3) その他

上記に記載のないものについては、基本設計図書等によるほか、本業務の性質上必要と思われるものは、受注者において完備するものとする。

18 その他

(1) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく手続き

土壤汚染対策法に基づく手続きについては、兵庫県環境部水大気課との事前協議により、土地利用の履歴調査及び試料採取等による土壤汚染状況調査等を行った結果、調査を実施した同法による指定調査機関から特定有害物質は認められないとの結果報告を受け、令和5年2月22日付けで同法第4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更届出書を提出した。

その後、令和5年3月9日付けで、土壤汚染対策法施行規則(平成14年政令第336号)第26条第1号から第5号に定める基準に該当すると認められないため、同法第4条第3項の規定による当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査及び結果の報告に関する命令は発出ししないこととする旨通知を受けている。

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく手続き

文化財保護法に基づく手続きに当たっては、予定地北西縁辺部に遺物散布地が存在するため、宍粟市教育委員会事務局社会教育文化財課による試掘調査を行っており、遺構の存在する可能性は極めて低いと判断されている。

(3) 保育所棟(病児病後児保育部分を含む。)の工事

受注者は、保育所棟(病児病後児保育部分を含む。)の工事に当たっては、国による子ども・子育て支援施設整備交付金等の内示後に着工するものとし、その旨を規定した覚書を別途交わすものとする。また、当該交付金申請等のための積算資料等の作成に協力すること。